

第2回与謝野町庁舎統合検討委員会 次 第

日 時：平成24年2月23日（木）

13時30分～

場 所：元気館 農事研修室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 報告事項

4. 議 事

(1) 普通交付税・財政見通しについて

(2) 合併特例債について

(3) その他

5. その他

6. 副委員長閉会あいさつ

与謝野町庁舎統合検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第1次与謝野町総合計画に掲げる施策方針「分庁舎方式の検証を行い、総合庁舎方式に向けて検討します。また、そのための検討委員会を立ち上げます。」に基づき、庁舎統合について幅広く意見を求め、総合的な見地から検討するため、与謝野町庁舎統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、分庁舎方式の検証及び総合庁舎方式に向けての検討結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 執行機関である委員会の委員
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務終了までとし、概ね1年を目途とする。

2 執行機関である委員会の委員又は公共的団体等の役員のうちから委嘱された委員がその職を失っても委員の任期は、原則として任務終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は会務を総括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数でこれを議決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則 (平成23年与謝野町告示第70号)

この告示は、平成23年12月20日から施行する。

附 則 (平成24年与謝野町告示第4号)

この告示は、平成24年2月7日から施行し、平成24年1月31日から適用する。

与謝野町庁舎統合検討委員会設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正
<p data-bbox="359 319 1083 365">与謝野町庁舎統合検討委員会設置要綱</p> <p data-bbox="231 424 679 470">第1条～第5条 略</p> <p data-bbox="299 579 715 625">(委員長及び副委員長)</p> <p data-bbox="231 634 1308 680">第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。</p> <p data-bbox="240 688 1142 735">2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。</p> <p data-bbox="240 743 1228 789">3 委員長は会務を総括し、検討委員会を代表する。</p> <p data-bbox="240 798 1478 898">4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p data-bbox="290 961 409 1008">(会議)</p> <p data-bbox="231 1016 1478 1117">第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p data-bbox="240 1125 1478 1226">2 検討委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p data-bbox="240 1234 1478 1335">3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p data-bbox="240 1344 1478 1444">4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p>	<p data-bbox="1638 319 2362 365">与謝野町庁舎統合検討委員会設置要綱</p> <p data-bbox="1504 424 1982 470">第1条～第5条 略</p> <p data-bbox="1573 579 1988 625">(委員長及び副委員長)</p> <p data-bbox="1504 634 2635 680">第5条 検討委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。</p> <p data-bbox="1513 688 2415 735">2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。</p> <p data-bbox="1513 743 2502 789">3 委員長は会務を総括し、検討委員会を代表する。</p> <p data-bbox="1513 798 2763 898">4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p data-bbox="1564 961 1682 1008">(会議)</p> <p data-bbox="1504 1016 2763 1117">第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p data-bbox="1513 1125 2763 1226">2 検討委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p data-bbox="1513 1234 2763 1335">3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数でこれを議決する。</p> <p data-bbox="1513 1344 2763 1444">4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p>

与謝野町庁舎統合検討委員会 委員名簿

氏名	地区	現在の役職	設置要綱第3条第2項
アダチ ツネヒコ 足立経彦	東 町	総合計画審議会会長	1号委員
ハタ マサミ 畑 政美	石 川	総合計画審議会副会長	1号委員
ダテ ヨシヒロ 伊達善弘	石 川	行政改革推進委員会委員長	1号委員
アオキ ジュンイチ 青木順一	温 江	行政改革推進委員会副委員長	1号委員
オバセ ケイスケ 小長谷啓介	上山田	消防委員会委員長	1号委員
キタカゼ マサオ 北風雅雄	加悦奥	区長連絡協議会 加悦地域区長会 会長	2号委員
フジタ ケンイチ 藤田憲一	温 江	区長連絡協議会 加悦地域区長会 副会長	2号委員
ウエヤマ ミツマサ 上山光正	藪 後	区長連絡協議会 岩滝地域区長会 会長	2号委員
ミヤザキ ヒロカズ 宮崎博和	弓 木	区長連絡協議会 岩滝地域区長会 副会長	2号委員
ムラヤマ カズオ 村山和生	三河内	区長連絡協議会 野田川地域区長会 会長	2号委員
カワカツ ゲンイチロウ 川勝原一郎	岩 屋	区長連絡協議会 野田川地域区長会 副会長	2号委員
オバセ ヤスシ 小長谷泰志	算 所	商工会副会長	2号委員
ヤマシロ コウタロウ 山城甲太郎	東 町	商工会青年部長	2号委員
コニシ ジュンコ 小西順子	下山田	婦人会会長	2号委員
イトイ フサコ 糸井芙佐子	男 山	婦人会副会長	2号委員
エバラ タカシ 江原 喬	三河内	社会福祉協議会会長	2号委員
ヤマナカ テルユキ 山中照行	浜 町	老人クラブ岩滝連合会副会長	2号委員
マツオ トヨコ 松尾豊子	四 辻	民生児童委員協議会会長	2号委員
エバラ ヨシノリ 江原義典	後 野	障害者福社会会長	2号委員

* 3号委員(学識経験者)、4号委員(その他町長が適当と認める者)は今後の協議による。

前回資料の訂正事項について

平成24年2月23日

与謝野町

前回の第1回会議において、与謝野町庁舎統合の検討についての諮問を行い、その趣旨説明をいたしました。(前回資料の2ページ)

その文中、

②町長の公的諮問機関とし、町はその結論を尊重します。

とありますのを

②町長の私的諮問機関とし、町はその結論を尊重します。

に訂正をお願いします。

(理由)

「公的諮問機関」としておりましたのは、「公の機関として設置する」という広い意味での思いからそのような表現としておりましたが、正式には「公的諮問機関」とは総合計画審議会のように、執行機関(町)の附属機関として条例によって恒久的に設置される諮問機関のことを言い、今回の庁舎統合検討委員会は概ね1年を目途に臨時的・単発的に設置する諮問機関であるため、「公的諮問機関」にはあたらないことがわかり、表現上、誤解を招く恐れがあるため。

今回の庁舎統合検討委員会は、要綱等で設置する「私的諮問機関」にあたり、外部の有識者や実務経験者が、行政上の問題について私人として意見を述べる場として位置付けられ、その答申は公的諮問機関である審議会等の答申と同じように、実質的に行政運営に影響を及ぼし得るとされています。

○普通交付税・財政見直しについて

(1) 普通交付税の算定について

① 普通交付税とは

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっています。

地方交付税には、普通交付税(交付税総額の94%)と特別交付税(交付税総額の6%)の2種類があります。

普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付額となり、下記の表でいう「財源不足額」に調整率を乗じたものが普通交付税額となります。

基準財政需要額	
基準財政収入額	財源不足額

・**基準財政収入額**:地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定による標準的な税収入の一定割合により算出された額であり、下記の算出方法で求められます。

$$\boxed{\text{標準的な税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

・**基準財政需要額**:各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

② 基準財政需要額の算出方法

基準財政需要額は、消防費、道路橋りょう費など、約40費目をそれぞれ算出することとなっており、下記の算出方法で求められます。

測定単位 道路橋りょう費であれば各市町村の道路の面積及び道路の延長であり、小学校費であれば児童数、学級数及び学校数が測定単位となり、交付税を算出する上での基礎となる数値です。	×	補正係数 地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落としていきます。	×	単位費用 測定単位の一単位当たりの単価で、標準団体(市町村は人口10万人、面積160km)を設定し、そこで必要とされる財政需要をもとに計算されます。
---	---	--	---	--

③ 一本算定と合併算定替について

市町村合併がなされた場合、町長や議会議員の数の減少に伴い、理論上財政需要は少なくなると考えられます。従って、基準財政需要額も減少することになります。しかし実際は合併してすぐに財政需要を減らすことは難しく、むしろ一時的に財政負担が増大することの方が多いたが現状です。そこで合併後10年間は合併市町村に対して合併前の市町村が存続したものとして計算した普通交付税の額を保証するという特例措置が**合併算定替**です。

与謝野町の場合、合併後10年間は、旧町ごとに算出した3町分の交付税額が交付され、平成28年度からは5年間かけて**一本算定**(与謝野町一本で算定)に移行することになります。

④ 一本算定と合併算定替の差額

一本算定と合併算定替の額は、一見同額のように思えますが、先に述べた補正係数により、大きな差額が生じることとなります。補正係数には、段階補正、寒冷補正、事業費補正など様々な係数がありますが、一番影響があるのが**段階補正係数**です。

例えば、人口1,000人の村であっても、100万人の都市であっても、村長又は市長は1人であるので、人口1人当たりの村長、市長に要する経費は人口が少ないほど割高になります。

地方公共団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また行政事務は、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなるほど測定単位当たりの経費が割安になる傾向があります。この経費の差を反映させているのが、段階補正であり、人口が少ない市町村であるほど段階補正係数が高くなります。

(例) 平成23年度普通交付税(消防費)における一本算定と合併算定替の差額

	測定単位 (人口) (a)	段階補正 (b)	補正後の数値 (c) = (a) × (b)	単位費用 (単位:円) (d)	基準財政需要額 (単位:千円) (c) × (d)
一本算定	23,457	1.359	31,878	11,200	357,034 ①
旧加悦町	7,088	1.780	12,617	11,200	141,310
旧岩滝町	6,159	1.791	11,031	11,200	123,547
旧野田川町	10,210	1.600	16,336	11,200	182,963
旧町合計 (合併算定替)	23,457		39,984		447,820 ②
差額	0		8,106		90,786 ②-①

このように消防費だけでも90,786千円の差額があり、段階補正係数が大きく影響しているといえます。これらを積み上げた交付税総額で見ると、下表のとおり約9億9,000万円の差額があります。

○平成23年度普通交付税額の比較

(単位:千円)

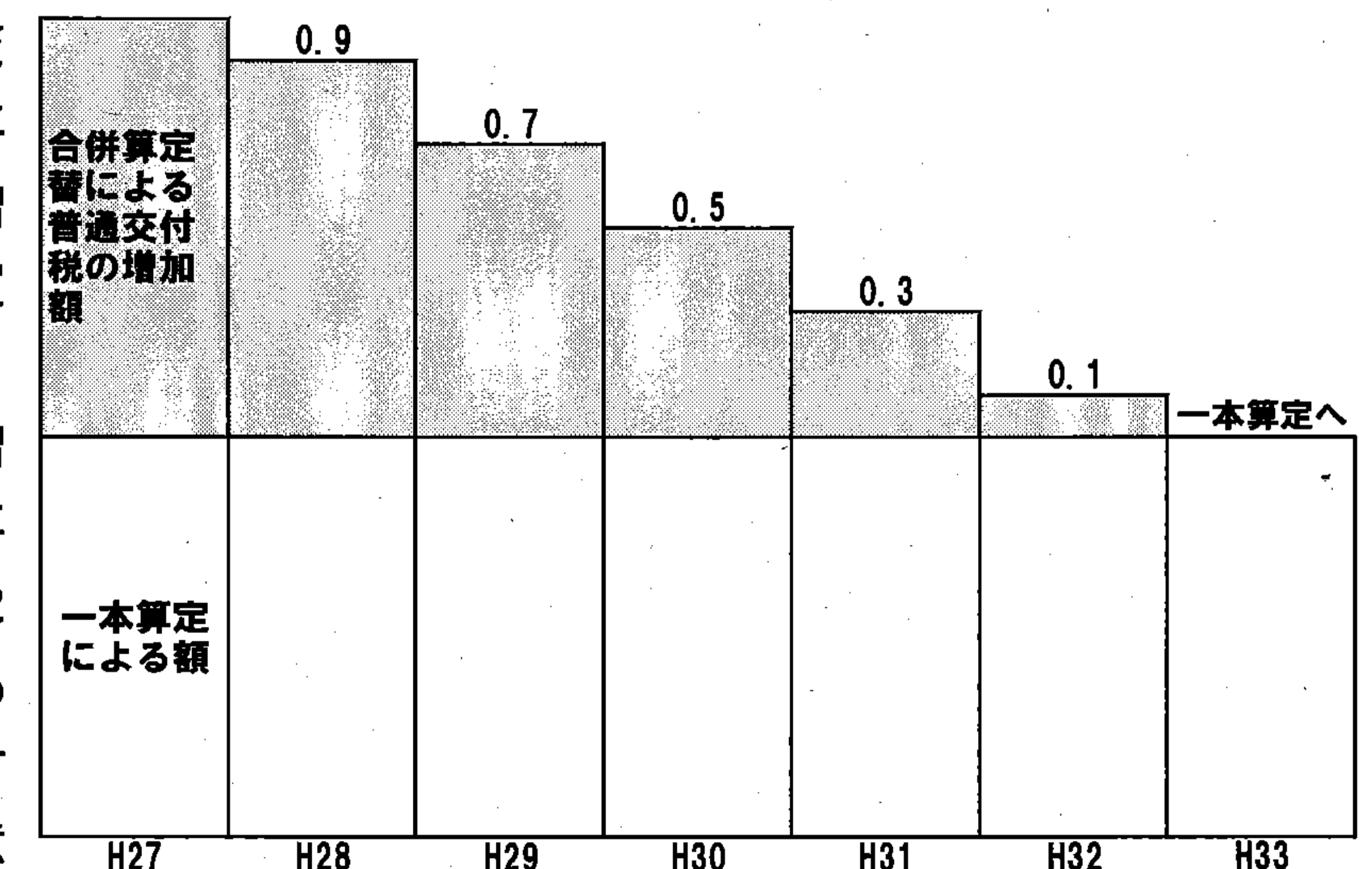
	基準財政 需要額 (a)	基準財政 収入額 (b)	普通交付税額 (c) = (a) - (b)
一本算定	5,588,216	1,702,328	3,885,888 ①
旧加悦町	2,145,836	488,786	1,657,050
旧岩滝町	1,795,138	500,808	1,294,330
旧野田川町	2,639,140	715,048	1,924,092
旧町合計 (合併算定替)	6,580,114	1,704,642	4,875,472 ②
差額	991,898	2,314	989,584 ②-①

⑤ 合併算定替から一本算定への移行

普通交付税一本算定への移行イメージ

合併後10年間は合併算定替による交付を受けることができますが、平成28年度からは段階的に合併算定替による増加額が減少し、平成33年には一本算定へ移行することになります。

例えば、合併算定替による交付税の増額分が10億円と仮定すると、平成28年度には交付税額が1億円減少し、平成29年度からは、更に2億円ずつ減少することとなります。(平成23年2月作成の財政見直しでは交付税の減額分は約12億円と試算しています。)



(2) 財政見通しについて

毎年、新年度予算編成時に財政見通しを作成しています。これは、今あるサービスを維持した場合を想定するとともに、今後見込まれる事業を考慮した上で歳出を見込み、地方税をはじめ、国・府補助金、起債等を歳入に見込んで算出しています。

○与謝野町財政見通し(H23.2月作成)

(単位:百万円)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
歳入	地方税	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748
	地方交付税	4,970	5,128	5,138	5,036	5,131	5,048	4,917	4,628
	その他	4,251	4,019	4,286	4,390	4,090	3,699	3,699	3,699
	合計	10,969	10,896	11,172	11,174	10,969	10,495	10,364	10,075

歳入合計額	10,969	10,896	11,172	11,174	10,969	10,495	10,364	10,075	9,852
歳出合計額	10,948	10,754	11,077	11,077	11,111	10,759	10,694	10,613	10,494
歳入歳出差引額	20	142	95	97	▲ 142	▲ 264	▲ 330	▲ 538	▲ 642

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
基金残高	財政調整基金	1,534	1,676	1,771	1,868	1,726	1,462	1,132	594
	減債基金	209	209	209	209	209	209	209	161
	特定目的基金	655	655	655	655	655	655	655	655
	合併特例基金	1,059	1,235	1,411	1,587	1,763	1,763	1,763	1,763
	計	3,457	3,775	4,046	4,319	4,353	4,089	3,759	3,221

《歳入》

歳入においては、増額となる要素が極めて乏しい状況にあります。中でも町税については、23年度以降据え置きとしていますが、町税の平成22年度決算見込額は、平成21年度決算額の約98%であり、大幅な減少ではないものの、今後も厳しい状況が続くものと思われます。普通交付税については、単位費用の増等によりここ数年増額となっていることに加えて、大型事業の実施に伴う合併特例債の発行による交付税算入が見込めるため、平成27年度までは50億円前後が交付されるものと見込んでいますが、平成28年度以降は、一本算定への移行により減少する傾向にあります。

《歳出》

歳出においては、人件費は退職者不補充などにより、減少傾向にあります。CATV拡張事業、加悦中学校改築事業等の大型事業のほか、右表に記載している主な事業の実施による支出が見込まれるとともに、これらの起債償還による公債費が増加するものと見込んでいます。

また、水道施設及び下水道施設整備に伴い簡易水道事業会計、下水道事業会計など公営企業会計への繰出金の増に加え、国保事業会計、介護保険特別会計への繰出金も年々増加傾向にあります。

○財政見通し(H23.2月作成)の歳出に見込んでいる主な事業

(単位:百万円)

事業年度	事業名	事業費
H21~H23	CATV拡張事業	2,482
H22~H24	デジタル防災行政無線整備事業	470
H23~H27	加悦中学校改築事業	1,700
H22~H27	道路新設改良事業	649
H22~H27	消防施設整備事業	164

《収支見通し》

交付税に依存する本町の財政構造に変わりはないものの、交付税の大幅な圧縮が行われない限り、平成26年度までは財政危機に陥る可能性は低いといえます。

しかしながら、平成27年度以降は、単年度収支で赤字に転じる可能性があります。大型事業の実施に伴う合併特例債償還額の交付税算入により、平成27年度は、交付税試算によるとピークを迎えるものの、公債費の支出も同じくピークを迎えます。

その翌年度である平成28年度は、交付税が段階的に削減される初年度であり、交付税の減り幅が大きくなることに加え、約17億円の事業費を想定している加悦中学校改築事業の起債償還が始まります。

そこで、平成27年度までに、将来の多少の赤字にも耐えうる財政基盤を構築する必要があり、段階的に交付税が削減される平成28年度までに行政改革等により経常経費を削減するとともに、積極的に基金の積立てを行うことで将来の収支に備える必要があります。平成28年度からは、一気に数億円単位で削減しなければならない可能性も考えられることから、基金を活用し、弾力的に収支バランスに対応出来るよう備えなければなりません。

合併特例債について

平成 24 年 2 月 23 日

庁舎統合検討委員会資料

合併特例債は地方債（地方公共団体が主に建設事費に係る短期的な資金調達を目的に起こす借金）の一つであり、財政措置が手厚いことから、与謝野町のまちづくりにおいても重要な財源となっています。

【1】合併特例債とは

市町村合併の推進のための特別な地方財政措置として設立された地方債で、市町村合併した市町村が策定する、市町村建設計画（与謝野町：新町まちづくり計画）に基づき、以下のいずれかを目的とした事業に活用できます。

- ① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
- ② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の整備事業
- ④ 上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に起因する経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助
- ⑤ 市町村振興のための基金造成(合併特例法に基づく特例)

— 合併特例債は有利な地方債 —

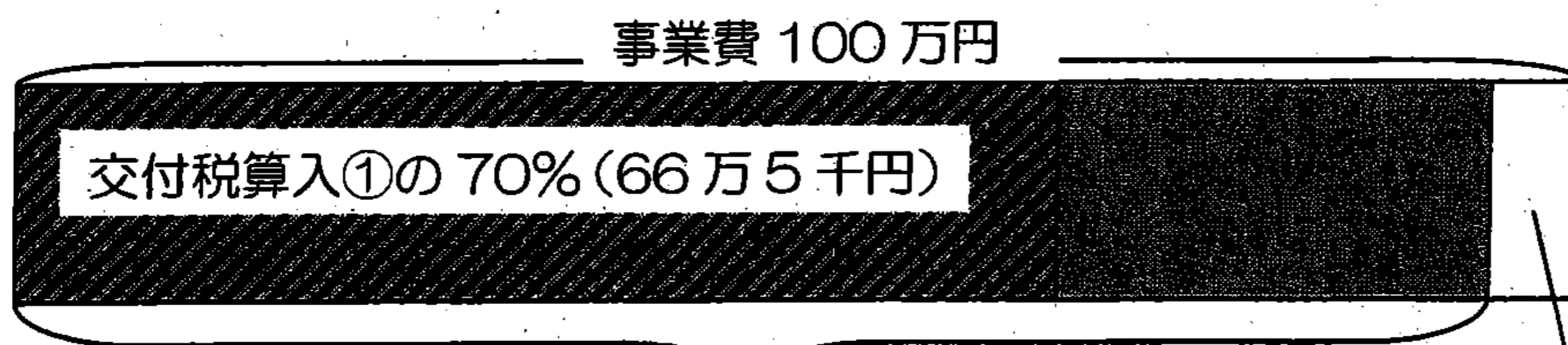
■ 充当率：対象事業費の 95%

（例えば、100 万円の建設事業費に対して 95 万円の合併特例債が活用できます。）

■ 交付税算入率：元利償還金の 70%

（毎年の元利償還金の 70%が交付税算定に計上され、市町村に交付されます。）

事業費 100 万円のイメージ



①合併特例債 95% (95 万円) ②一般財源 5% (5 万円)

※地方債は事業目的により様々な種類があります。合併特例債を活用せずに単独事業を行った場合、充当率 75% 交付税算入率 0~50%の一般単独事業債などを活用する場合があります。

【2】合併特例債の発行額

① 発行可能額

合併後の人口規模・事業規模に合わせて、国が示す算出式により算出。

■ 与謝野町発行可能額

建設事業分：111億7900万円＋基金積立分16億7100万円
＝128億5000万円

② 発行額

■ 平成23年度終了時点での合併特例債発行額見込

建設事業分：37億9870万円＋基金積立分：10億320万円
＝48億190万円（発行可能額の約37.4%）

【3】主な活用事業

町道整備事業（石川上山田線など）、学校施設耐震化事業、文教施設整備事業、阿蘇シーサイドパーク整備事業、農業基盤施設整備事業（ソブ川など）、地域情報基盤整備事業（CATV拡張）、防災行政無線整備事業、保育所整備事業、消防防災施設整備事業 など

【4】合併特例債が活用できる期間

合併特例債が活用できる期間は「合併年度及びこれに続く10年度」とされており、与謝野町では平成27年度まで活用できます。

しかし、昨年発生した東日本大震災の被害を受け、被災した69市町に限り活用できる期間を5年間延長する特例法案が昨年秋に国会で可決されました。

その後、被災地以外の合併自治体についても、東日本大震災後に防災計画の変更し施設建設計画を見直す自治体が多いとして、被災地以外の自治体も活用期間を5年間延長して15年とする法案を閣議決定しました。（被災自治体はさらに5年延長し20年）ただし、この法案は今後国会において審議されることとなります。

参考事項

与謝野町のまちづくりにおいて大きな財源となっているもう一つの地方債「辺地対策事業債」についても参考に説明します。

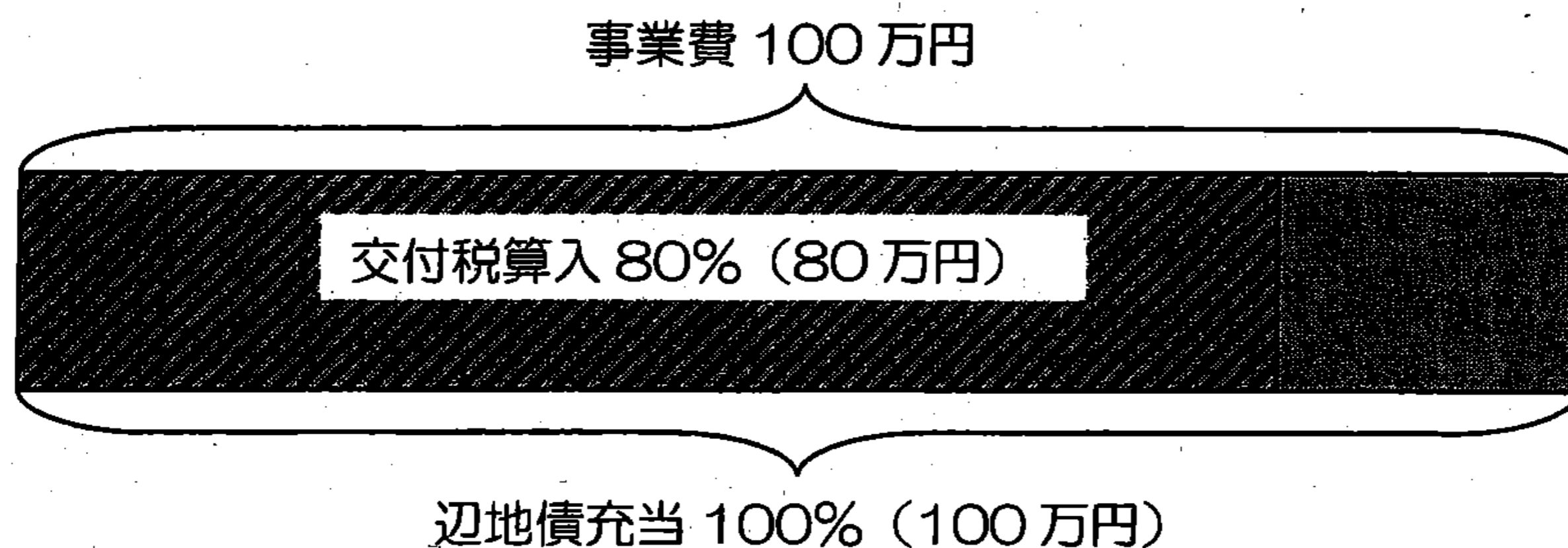
【1】辺地対策事業債とは

辺地地域（交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地等のへんぴな地域）を包括する市町村が、辺地とその他地域との間における住民の生活文化水準の格差是正を図るため、辺地総合整備計画を定め、これに基づき実施する公共的施設の整備事業に活用します。

■ 充当率：対象事業費の100%

■ 交付税算入率：元利償還金の80%

【事業費 100 万円の場合のイメージ】



【2】発行額

- 平成23年度終了時点での辺地債発行額見込（合併後のみ）
7億9910万円

【3】与謝野町の辺地地域

与謝野町では、次の11地域が指定されています。

加悦地域・・・加悦奥辺地、奥滝辺地、平林辺地、山河辺地、峠辺地、温江上辺地、
香河辺地

野田川地域・・・岩屋西部辺地、大宮辺地、堂谷辺地、川上辺地

【4】主な活用事業

町道明石香河線改良事業（香河辺地）、町道岩屋川線改良事業（岩屋西部辺地）、冷凍
米飯施設整備事業（香河辺地）、有機物供給施設整備事業（加悦奥辺地）、林道大田和
線整備事業（奥滝辺地）、食と健康の拠点施設整備事業（平林辺地）、農業集落排水施
設整備事業（温江上辺地） など

合併特例債の延長を閣議決定…被災地20年間に

政府は1日の閣議で、合併した市町村が発行できる合併特例債の発行期限を5年間延長する特例法改正案を決定した。

東日本大震災の被災地は合併後20年間に、被災地以外は15年間にする。今国会中の成立を目指す。

被災地の発行期限を長くするのは、震災後に合併関連事業を凍結し、復旧・復興を優先している地方自治体を救済するのが目的だ。被災地以外の合併自治体についても、防災計画の変更などに伴って施設建設計画を見直す自治体が多いとして、発行期限を延長することとした。

(2011年11月1日19時44分 読売新聞)

合併特例債、5年延長 全自治体が対象 政権方針

「平成の大合併」で誕生した自治体に認められている合併特例債について、野田政権は発行期限を5年間延長する方針を固めた。現行の合併後10年を15年に、東日本大震災の被災自治体は20年になる。新たに地震や津波対策をする必要性を踏まえたもので、臨時国会に関連法案を提出する。

被災自治体の合併特例債は、8月に議員立法で発行期限が15年に延長された。一方、被災地以外の自治体も、震災を受けて予想される地震の規模や津波の高さを全面的に見直す必要に迫られている。特例債を当て込んでつくる新庁舎などの設計や建設が滞るため、自治体側から「計画見直しが間に合わない」といった声が続出していた。

被災地を対象に延長する法案を可決した8月の衆参総務委員会でも「被災地以外の合併市町村にも類似の措置を講ずるべきだ」との付帯決議を可決。総務省が対応を検討し、被災地以外も5年間延長したうえで、被災地はさらに5年間延ばすこととした。

2011年10月16日 朝日新聞